

水戸家庭裁判所委員会（第28回）議事概要

- 1 開催日時 平成28年11月17日（木）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室
- 3 出席者（委員）

上畠佳子，上方 仁，菊池克幸，佐藤 環，鈴木義和，長岡憲一，中山顕裕，橋本和雄，水上嘉寛，村島英嗣，矢代美智子，湯浅友明，渡邊 昭（五十音順 敬称略）

（事務局等）

首席家庭裁判所調査官 金子隆男，首席書記官 木村史郎，事務局長 大澤賢次，次席家庭裁判所調査官 佐藤利明，次席書記官 小林圭一，事務局次長 畠山英樹，訟廷管理官 前川直樹，総務課長 橋本正弘，主任書記官 茅根 豊

4 議事

- (1) 委員改選の報告
- (2) 新任委員挨拶（菊池委員，長岡委員，中山委員）
- (3) 委員長互選・職務代理指名（中山委員を委員長に選任，鈴木委員を職務代理に指名）
- (4) 今回のテーマ「成年後見事件の現状と家庭裁判所の取組について」
 - ア 管内における成年後見等事件の状況及び管内における最近の成年後見等事件処理の取組について，小林次席書記官から説明が行われた。
 - イ 休憩時間中に成年後見人に関するDVDの視聴が行われた。
- (5) テーマについて意見交換をした概要（○委員，△事務担当者）
 - ここからは，事前に皆様からいただいたアンケート内容を中心に，成年後見事件の現状と家庭裁判所の取組について意見交換を行いたいと思います。

まずは、後見制度がどの程度社会に浸透し、認知されているかについて、御意見を頂いた委員から御発言をお願いします。

- 成年後見人については、もちろん専門職がやるのが一番良いと思いますが、専門職だけで全部対応できるとは限りません。普及の観点からすれば、専門職だけでなく、市民後見人がもっと広がっていければいいのかなと思っています。
- 今、「市民後見人」という言葉が出ましたけれども、これについて何か御意見がある方はいますか。
- 私が住んでいる市では、平成24年に市民後見人を育成する研修を社会福祉協議会に委託して、そこで研修を行い、25人の市民後見人が誕生しました。その研修内容は詳しくは分かりませんが、弁護士、司法書士等の専門職や裁判所の職員が外部講師で来られたと聞いています。ただ、市民後見人の活用状況については、水戸では残念ながら1件もないとのことでした。確かに裁判所側としては、少し研修を受けた人に多額の財産を扱わせることには不安を覚えるかもしれませんが、私個人としては、市民後見人がもっと活躍できるよう裁判所もバックアップしていただければと思います。
- 市民後見人の活用についての御意見がありました。裁判所に関わっている委員の中で、普及の観点から何か御意見はありますか。
- 私は調停委員のほかに民生委員や児童委員を15年ほどやっておりましたが、一般の方は本当に成年後見制度になじみがないようです。連絡委員会等で私が制度について少しお話をすると、「それ聞かせて」ということが結構ありましたし、先日もある認知症についての会議に参加させていただいた際、県の方からもっと後見制度を普及させたいというお話がありましたが、参加者の皆さんは日々の介護に精一杯で、とても成年後見は考えられないという印象を受けました。そういう経

験から、我々が積極的に制度についてお話をした方が良いのではないかと考えています。ただ、アンケートにも書きましたが、専門職ではない我々が、制度の普及のため一般市民としてお話をする場を設けて良いのかという不安があります。

- 普及活動を積極的に行っても良いかということですが、この点について裁判所の方で何か注意点等がありますか。
- 成年後見制度について、個人として広くお話していただくことは大いに結構だと思います。ただ、手続の内容や具体的な判断事項については、話された内容と裁判所からの説明が食い違くとトラブルの元になりますので、必ず専門家や家庭裁判所に相談するよう併せてお話しいただければと思います。また、調停委員や参与員等の場合、非常勤の裁判所職員ですので、その肩書を使ってお話をされますと、その内容については裁判所が責任を負うことになります。そうした場合は必ず裁判所の事前の了解をとっていただきたいと思います。
- さて、成年後見制度の需要は増えてきていますが、その中で金融機関が当該制度と関わるが多々あるかと思っています。金融機関として普及について何か御意見はありますか。
- 銀行では、本人が窓口に来られない場合の意思確認は非常に大きな課題です。その中で成年後見制度は非常に有益な制度であると認識しています。また、最近是一般のお客様からの後見制度に関する照会が日々増えています。そこで銀行では、裁判所からの許可を得た上で、パンフレットの写しを渡したり、職員を対象とした勉強会や研修等も定期的に行っています。また、照会の内容によっては具体的な手続等、銀行だけでは対応ができない場合がありますので、その場合は裁判所に御案内するようにしています。ただ、お客様に制度の説明をしますと、「手続が複雑で、時間がかかりそう。」と言われることが多い

め、現場としては、現在の制度がより簡便で短期間に決定がされる制度になることを希望しています。とはいえ、制度自体の周知も不十分だと思いますので、我々としては今後とも周知活動を続けていきたいと思っています。

- 一般の方が実際に生活をする上でお金の引き出しは重要ですが、銀行の方でも預金者の意思の確認という切実な問題があるようです。ただ、その問題の狭間で成年後見制度を知り、それが普及のきっかけになるということもあるのかもしれませんが。

続いて、成年後見制度との関わり合いが少ないかもしれませんが、大学関係で御意見はありますか。

- 確かに制度についての直接的な関わり合いは少ないですが、今回の会合に参加させていただいて、成年後見制度は教育の中でも大切であると感じました。現在、小中学校では「公民」という学科のほか、「総合的な学習の時間」があり、最近の社会的な問題について学ぶ授業があります。その中で、高齢化社会というテーマで成年後見制度を取り上げて、子供達に教えることができるのかなと思いました。次に、普及に関して言えば、例えばユーチューブで広報用のDVDを流したり、また、テレビのニュースを活用するにしても、多くの方がニュースを見られる時間帯に放映することで、様々な層に働き掛けができるのかなと思います。

- ただ、ニュースというと、残念ながら成年後見制度が報道されるのは後見人の不正が起きた場合が多いようです。そこで、報道という立場から効果的な広報の在り方があればお聞かせ願いたいのですが、いかがですか。

- 残念ながら、成年後見制度の広報に特化した報道というのは少ないです。やはり不正が起きたので取り上げるということが多く、新聞で

も制度自体を広報する記事はあまり見かけません。これは我々の至らないところですので、今後は広報にも協力したいと思います。また私は、裁判所が行政と連携して成年後見制度を地域でアピールすることが非常に重要であると考えます。やはり一般市民の立場からすると、言葉自体の浸透度も不十分ですし、裁判所はまだ敷居が高いという認識があります。

次に、後見人に関してですが、2030年問題（人口の3分の1が高齢者）といわれているように、今後ますます高齢化が進行し、後見人の人材不足が切実な問題となります。先ほどのお話にもありましたが、市民後見人の活用や、状況によっては専門職に頼まなくても、高齢者を抱える子供が安心して利用できるような制度、仕組み作りが必要であると考えます。

- 制度に関しては、未成年後見人と成年後見人の違いについて御質問をいただいております。その点について裁判所の方から説明してください。
- まず、後見人の権限については、未成年後見の場合、成年後見と違い、親権を行使する方や親権者がいない場合に選任されますので、対象である子供の監護教育の権利義務、居住指定権、懲戒権、職業許可権等があります。それ以外は成年後見人と基本的な権限は同じです。次に、終了時期については、未成年後見の場合、当然、対象の子供が成人すれば後見の必要がなくなり終了するのに対し、成年後見の場合、本人が亡くなるか、判断能力が回復して後見開始の取消しの審判がされるか、この二つ以外は終了事由がなく、後見はずっと続くこととなります。以上のような違いがあります。
- また、成年後見制度には「任意後見人」という制度があります。これについて、裁判所は選任以外にどのように関与しているのかという質問がありました。それについても裁判所の方から説明してください。

△ 裁判所では、成年後見監督人など法定後見人における監督人に対するのと同様、任意後見監督人に対し、原則として年に1回の割合で任意後見事務の監督状況の報告を求めています。

○ 制度の説明については以上ですが、先ほど委員の方から御指摘がありましたように、現在の制度については手続が煩雑で分かりにくい面があるかと思われます。そこで、後見制度の手続についてどのような改善が望まれるのか、裁判所の方からその取組について説明します。

△ 本日席上に配布した「申立てセット」及び「後見人等Q&A」を御覧ください。裁判所の取組としては、このような「申立てセット」を全国の家庭裁判所で作成し、受付窓口で配布しています。また、庁によっては配布以外にも裁判所のホームページに掲載しています。このほか、来庁者に対しては、説明用のDVDを視聴していただいたり、来庁者から直接事情を聴いて手続案内を行っています。また、「申立てセット」は厚いものとなっていますが、申立書類の記載事項やその他申立手続の在り方については、審理のための必要性和申立人の利便性を考慮の上、より良い手続となるよう、裁判所としては引き続き検討させていただいているところです。

○ 成年後見制度については、制度利用のニーズがある中で、一方では説明が求められ、一方では後見人の不正などいろいろな要素があり、なかなか難しい問題をはらんでいます。裁判所としても今後も継続的に検討すべき課題であると考えています。委員の中で、制度について何か御質問等がありますか。

○ 申立費用について質問があります。原則として申立人が負担すると思われませんが、事案によっては上申書を提出すれば、本人の財産で賄ったり、費用負担の行政サービスを受けることもできるというお話を聞いたことがあります。費用もかかりますし、本人の利益のために申立てをす

るわけですから、申立人が負担するよりも、後見開始後は本人の財産から支出させる制度にした方がよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

- 費用負担については、最終的には裁判官が審判において誰に負担させるのかを判断することになります。必ずしも申立人ということではなく、事案の問題状況をきちんと把握した上で、適切な費用負担者を決めています。
- 費用負担の問題は社会的な課題になると思います。現状は、当初は申立人が費用を納付していただき、最終的な負担者は裁判官が事案に応じて決定しており、本人の財産の中から支出する事案もあります。
- 申立てについて質問があります。子供が申立てをする場合、他の兄弟全員の同意は必要でしょうか。
- 法律上は、親族全員の同意がなければ申立てができないというわけはありません。ただ、裁判所としては、実務上、親族間に対立があるのか、全員が納得しているのかを把握するという意味で同意書を提出してもらっています。もちろん最終的に対立関係にあって同意を得られない事案もありますが、その場合は裁判所が、その状況を踏まえ、どういう後見人を選任するのが適切かを判断します。
- 保護司の立場から次のような点が気になりましたのでお聞きします。
 - ①後見人の不正について、家庭裁判所の後見監督にも限界があり、そのため悪用に対するチェックが機能せず、これが不正の原因となっているのではないか。不正を監視する後見監督人のチェックが機能していないのではないか。
 - ②後見人の報酬について裁判所で統一した報酬体系があるのか。
 - ③認知症、独居老人が今後増えると、急務的に後見人の数を増やす必要があるが、家裁としてその支援体制をどのように考えているのか。市民後見人について将来的にどのように考えているのか。
 - ④成年

後見のメリットについては、一般の人にまだ十分理解されていないのではないかと。⑤任意後見人について、本人に自己判断能力があることから、他人に自分の身上監護や資産管理を委ねることに抵抗があるのではないかと。⑥本人が死亡した後の公共料金や家賃の支払についてはどのようなになっているのか。以上が気になった点です。

- 何点かお答えできる部分があり、それ以外は課題になるかと思えます。まず、後見事務の費用はどのような負担関係になるのか、報酬について基準があるのかについてですが、裁判所の方でお答えできますか。
- まず、後見事務の経費については、後見事務費として本人の財産からの支出が認められています。次に、報酬の基準ですが、これは公開している部分もあります。管理財産の金額に応じて月いくらというのが大体決まっており、後見事務の期間に応じて報酬額を算出し、これを基準に裁判官が審判で定めることになっています。ただ事案によっては、単に基準に合わせるのではなく、その事務の内容をよく鑑みた上で、最終的には裁判官が審判で適正な報酬額を個別に定めるものもあります。
- それから、本人が亡くなった後の公共料金等の支払についてですが、これについては、これまでは処理方法がはっきりせず、事務管理的な処理等、事案によって異なっていました。しかし、最近はある程度整理されているようです。これについても裁判所の方から説明をお願いします。
- 本人が亡くなる前に発生した公共料金や家賃等は、死亡後は相続債務となり、相続人の負担になるというのが法的な建前です。したがって、これまで公共料金等を後見人は支払えるのかというのは実務上の問題となっていました。しかし、今回、法改正がされ、本当に必要なものについて後見人が一旦支払いをすることは、「死後事務」という形で裁判所の許可を得れば認められるようになりました。一定程度は立法による解決がされたということになります。

- 後見事務をされていると本当に諸々の業務が発生し、後見人には大変な御負担をお願いすることになるのですが、今年（平成28年）、後見制度を利用促進するための社会的要請に応じて立法があり、いろいろな点について権限の明確化がされました。その中の一つが先ほどの問題だったと思います。この点についてはよろしいでしょうか。そして、その他、後見人に対する監督についての質問ですが、こちらは不正防止の話題で触れさせていただきたいと思います。
- それでは次に進みます。現在、成年後見関係事件の申立件数は横ばい状態ですが、先ほどから御指摘がありましたように、今後、必要性が増し、数が増えた時にどう対応するのか、専門職の後見人の数にも制限があることから、いろいろと考えなければなりません。これは家庭裁判所だけではなく、市民後見人やいろいろな方々の参加を得て社会的に対応すべき問題であると思います。後見人の給源や家庭裁判所のバックアップについて、御意見があれば承りたいと思いますが、いかがですか。
- そもそも「市民後見人」という言葉を初めて聞いたのですが、市民後見人はどういうニーズから生まれ、どのような方になっているのでしょうか。
- 市民後見人については、水戸家庭裁判所管内では実績はありませんが、全国的には大阪の方で多くの市民後見人を活用していると聞いています。①まず、どのような方がということですが、一般のボランティアの方が多いようです。そういう方が講習や研修を受けて、後見に必要な知識を身に付け、身寄りのない方の第三者後見人として寄り添い、様々な身の回りの契約等の処理をしています。そして各自治体、各市町村レベルでは市民後見人の育成のため積極的な取組がされています。これは茨城県内も同様でして、年2回程度、県や市が主催している協議会等があり、その中で裁判所も交えて市民後見人の活用について協議し、前向き

に取り組んでいます。ただ、その準備が完全に整っていないので管内の実績が上がっていないということです。②次に、ニーズについてですが、今後、後見人の需要が増えた場合に、専門職だけで対応できるのかという点、必ずしも対応できないことが予想されます。そこで、一般のボランティアの方等をお願いをしていく方向で今、全国的には取組が進んできています。

- 後見人候補者については、将来不足が生じかねないという問題提起がされていますが、これに対しては、裁判所として成年後見制度支援信託の利用をお勧めしています。扱う財産が少なければ、それだけ不正の誘惑がないので、当該制度の利用によりある程度は不正に対応できると思います。それから、専門職が後見人になることでかえって親族間に一定のあつれきが生じることがあります。これは専門職の方には申しわけないのですが、裁判所で最大限手当てをしていきたいと思っています。不正防止についてほかに御意見はありますか。
- 後見人になった方から、選任前に親族が財産を使い込み、その取戻しに大変苦労したという話を聞きました。このようなことから、後見人は手続、費用の面で大変負担があるかと思いますが、現状はどうなのでしょう。
- ケースバイケースであるとは思いますが、実際に後見人をされている委員の方で何か御意見等がありますか。
- 私は後見人をやっていますが、蓋を開けてみて本人の財産がほとんど使い込まれていたというケースは余り経験していません。もちろん使い込みを見つけた場合は対処しますが、対策としては、おそらく委員長が言われたように、後見信託を利用すればリスクは少なくなると思います。特に信託の関係は、当初は利用件数が少なかったのですが、裁判所の指導でここ1、2年はかなり増えてきました。裁判所が主導的に指導する

方法も不正防止に有効ではないかと思えます。

- 不正防止の問題は、監視をどこまで裁判所が、あるいは社会的にやっ
ていけるかという問題と、逆に、それを厳しくすればするほど後見人の
負担が大きくなる、そのバランスがなかなか難しいものと考えます。裁
判所では後見人に対し、1年ごとに報告書を提出させてチェックをして
いますが、不正を事前に防止することは難しく、できるだけ早く不正を
明らかにして対策を講じているというのが現状です。委員の中で何か良
策があれば御提案いただきたいのですが、いかがでしょうか。
- 私は未成年後見人の経験は何件かありますが、財産上の問題はほとん
ど扱っていませんでした。そういう意味で成年後見人は大変だと思いま
す。特に今後、認知症の患者が増えることが予想される中で、本人の財
産目録を作成し、財産状況を調査した上で適切な管理をしなければなら
ないのは本当に大変です。このような後見人には財産に応じて報酬があ
りますが、難しい案件の場合はどうなのでしょう。
- 特に難しい案件は、弁護士や司法書士等の専門職をお願いしているの
が実情です。ただ、だからといって職務が簡単なものでもないので、ト
ラブルが生ずるリスクは多々あります。専門職の方には大変申し訳ない
のですが、お仕事の性質上回避できないものとしてお願いしているところ
です。この場をお借りしてお礼を申し上げます。
- そうすると、専門職ではない親族の方が引き受けるのはより大変です
よね。
- 確かに親族が後見人を引き受けるというのは、専門知識のない中でや
らなければならないので大変だと思います。ただ費用の問題もあります
ので、それぞれのケースにふさわしい方法を選んでいただければと思い
ます。さて、アンケートにも御指摘がありましたように、後見人の不正
というのは報道の対象になります。そして、そこから後見人というイメ

ージを持たれますと、後見人に対する信頼が揺らぎ、ひいては後見制度に対する信頼も害されます。そこで、裁判所としましては不正を最大限に回避することを常々課題としており、専門職を含め厳しく対応していきたいと考えています。ここで具体的な不正防止策について、裁判所から説明させていただきたいと思います。

○ 後見人の不正を防止するための裁判所の取組としては、①親族が後見人に就任するに当たり、後見制度、後見事務について正確な知識を教示し、不正を行わないよう啓発する、②それでも問題がうかがわれる場合は、専門職の後見監督人を選任して監督体制を強化したり、あるいは専門職を後見人に積極的に選任する、③管理財産が多額である場合には、後見制度支援信託を活用する、このような手段で対応しています。このうち最も確実に不正を防止できるのは後見制度支援信託です。専門職を後見人に選任しても、報道で御承知のとおり、残念ながら不正を完全には防止できません。しかし、専門職の方は高い職業倫理を持ち、不正を行った場合の法的責任を熟知していることから、親族の後見人に比べて不正が生じるのは圧倒的に少数であるということは御理解いただきたいところです。また、裁判所では定期的に後見事務の報告をさせて、その適正性をチェックしています。そして、不正が疑われる場合には、迅速に被害拡大防止措置をとった上、流失した財産の回復を図り、事案の悪質性に応じて刑事事件として厳正な告発手続を行う対応をしています。裁判所としては、今後も引き続き不正を防止する取組を徹底していきたいと思っています。

○ 後見制度の一層の活用とともに、不正防止の問題は非常に重たい課題として、裁判所としては自覚していますので、これからもよろしく願いしたいと思います。さて、お時間も迫ってきてしまいました。アンケートの内容については全てお答えできないところではありますが、最後

に、今回のテーマである後見について御意見等がありますか。よろしいでしょうか。

本日は、「成年後見事件の現状と家庭裁判所の取組について」というテーマで進めてまいりました。委員の方々には、貴重な御意見，有益な御提言をいただきまして，誠にありがとうございました。今後の参考とさせていただきます。

以 上